

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月28日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

神奈川水再生センターNo. 02除塵コンベヤスプロケット緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和2年8月25日

4 履行日又は履行期間

令和2年8月25日から令和2年10月31日

5 契約金額

¥7,700,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社日立プラントサービス横浜支店 支店長 松田 祐司  
横浜市神奈川区鶴屋町2丁目17番1号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、No. 02除塵コンベヤが故障したため、ポンプの運転に支障をきたし、正常な汚水の送水及び雨水の排水ができず、市民生活に多大な支障をきたすことから、緊急に設備の回復を図る必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

当該コンベヤは、日立金属株式会社が製作、設置したものです。No. 02除塵コンベヤも各種検討がなされ、同様に独自の技術を用いて設計されたものです。株式会社日立プラントサービスは当該コンベヤの点検・整備・補修・保守業務を担っている事業者であり、機能・仕様を熟知しているため。

9 所管課 環境創造局神奈川水再生センター